



県章

# 山形県公報

平成26年6月6日(金)

第2551号

毎週火・金曜日発行

## 目次

### 告 示

- 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による指定障害福祉サービス事業者の指定……………(最上総合支庁地域保健福祉課) ……661
- 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による指定障害福祉サービス事業者の指定に係る事業の廃止……………(同) ……同
- 指定居宅サービス事業者の指定……………(庄内総合支庁地域保健福祉課) ……662
- 指定介護予防サービス事業者の指定……………(同) ……同
- 山形県医療給付事業補助金交付規程の一部を改正する規程……………(子ども家庭課) ……同
- 土地改良事業の計画変更の適当の決定……………(村山総合支庁農村計画課) ……663

### 公 告

- 一般競争入札の公告……………(最上総合支庁建設総務課) ……同
- 県営住宅入居者の一般公募……………(最上総合支庁建築課) ……664
- 平成26年度教科書展示会の開催……………(教育委員会) ……667
- 特定調達契約に係る随意契約の相手方の公告……………(警察本部) ……668
- 指定管理者の募集……………(企業局) ……同

### 正 誤

## 告 示

#### 山形県告示第563号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第29条第1項の規定により、指定障害福祉サービス事業者を次のとおり指定した。

平成26年6月6日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

指定障害福祉サービス事業者の名称及び主たる事務所の所在地	事業所の名称及び所在地	障害福祉サービスの種類	指定年月日
マトリックスステーション株式会社 新庄市松本277番地	エポック 新庄市松本277番地	就労継続支援(A型)	平成26. 5. 29

#### 山形県告示第564号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第46条第2項の規定により、指定障害福祉サービス事業者から次のとおり事業を廃止する旨の届出があった。

平成26年6月6日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

指定障害福祉サービス事業者の名称及び主たる事務所の所在地	事業所の名称及び所在地	障害福祉サービスの種類	廃止年月日
社会福祉法人清流会 最上郡戸沢村大字蔵岡字野中沢 前山2759番地	指定共同生活援助事業所ステップ 最上郡戸沢村大字神田字吹張1726番 地5	共同生活援助	平成26. 3. 31

**山形県告示第565号**

介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項の規定により、指定居宅サービス事業者を次のとおり指定した。

平成26年6月6日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

指定居宅サービス事業者の名称又は氏名	事業所の名称及び所在地	サービスの種類	指定年月日
サードステージ株式会社	在宅支援サービス ゆたか 酒田市一番町1番地の17	訪問介護	平成26. 5. 26

**山形県告示第566号**

介護保険法（平成9年法律第123号）第53条第1項の規定により、指定介護予防サービス事業者を次のとおり指定した。

平成26年6月6日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

指定介護予防サービス事業者の名称又は氏名	事業所の名称及び所在地	サービスの種類	指定年月日
サードステージ株式会社	在宅支援サービス ゆたか 酒田市一番町1番地の17	介護予防訪問介護	平成26. 5. 26

**山形県告示第567号**

山形県医療給付事業補助金交付規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成26年6月6日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

**山形県医療給付事業補助金交付規程の一部を改正する規程**

山形県医療給付事業補助金交付規程（昭和48年10月県告示第1424号）の一部を次のように改正する。

別表第1第1項第3号イ中「又は」を「若しくは」に、「男子」を「男子又は配偶者（配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（平成13年法律第31号）第1条第3項に規定する配偶者をいう。）が同法第10条第1項の規定による命令を受けた者であつて、当該命令の効力が生じた日から起算して同項第1号若しくは第2号に規定する期間を経過していないもの（同法第17条第1項の規定により当該命令が取り消されたものを除く。）」に改める。

別表第3第3号中「5歳」を「8歳」に改め、同表第4号中「6歳」を「9歳」に改め、同表第5号中「6歳」を「9歳」に、「7歳」を「10歳」に改め、同表第6号中「7歳」を「10歳」に改める。

**附 則**

- この規程は、平成26年7月1日から施行する。
- 改正後の別表第1及び別表第3の規定は、平成26年7月1日以後に行われた療養に係る経費について適用する。

**山形県告示第568号**

鶴子六沢土地改良区から土地改良法（昭和24年法律第195号）第48条第1項の規定により申請のあった土地改良事業計画の変更について、同条第9項において準用する同法第8条第1項の規定により平成26年5月26日その申請を適当と決定したので、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

平成26年6月6日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 縦覧に供する書類の名称  
土地改良事業計画書（維持管理）の写し
- 2 縦覧に供する場所  
尾花沢市役所
- 3 縦覧に供する期間  
平成26年6月16日から同年7月16日まで
- 4 その他  
この告示に係る決定に対して異議がある者は、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に知事に申し出ることができる。

---

**公 告**

---

地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条第1項の規定により、路面清掃車の調達について、一般競争入札を次のとおり行う。

なお、この入札に係る調達は、1994年4月15日マラケシュで作成された政府調達に関する協定（以下「協定」という。）、2012年3月30日ジュネーブで作成された政府調達に関する協定を改正する議定書によって改正された協定その他の国際約束の適用を受ける。

平成26年6月6日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 入札の場所及び日時
  - (1) 場所 新庄市金沢字大道上2034番地 山形県最上総合支庁入札室（4階）
  - (2) 日時 平成26年7月17日（木） 午後1時30分
- 2 入札に付する事項
  - (1) 調達をする物品の名称及び数量 路面清掃車 1台
  - (2) 調達をする物品の仕様等 仕様書による。
  - (3) 納入期限 平成27年2月27日（金）
  - (4) 納入場所 新庄市十日町字高壇1400番6 山形県最上総合支庁建設部 高壇車庫
  - (5) 入札方法 総価により行う。落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の8に相当する金額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
- 3 入札参加者の資格  
次に掲げる要件を全て満たす者であること。
  - (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項に規定する者に該当しないこと。
  - (2) 平成26年度山形県物品等及び特定役務の調達に係る競争入札の参加者の資格等に関する公告（平成26年4月16日付け県公報号外）により公示された資格を有すること。
  - (3) 山形県競争入札参加資格者指名停止要綱に基づく指名停止措置を受けていないこと。
  - (4) 次のいずれにも該当しないこと。
    - イ 役員等（入札参加者が個人である場合にはその者を、入札参加者が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは契約を締結する事務所の代表者をいう。以下同じ。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者（以下「暴力団員等」という。）であること。
    - ロ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同

じ。)又は暴力団員等が経営に実質的に関与していること。

ハ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員等を利用する等していること。

ニ 役員等が、暴力団又は暴力団員等に対して資金等を供給し、又は便宜を供与する等直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していること。

ホ 役員等が暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有していること。

(5) 過去5年以内に国、地方公共団体に2の(1)の物品を納入した実績があることを証明できること。

(6) 当該調達物品に対し、迅速なアフターサービス及びメンテナンスを行う整備工場等を山形県内に有することを証明できること。

4 契約条項を示す場所、入札説明書及び仕様書の交付場所等並びに契約に関する事務を担当する部局等

(1) 契約条項を示す場所及び契約に関する事務を担当する部局等

新庄市金沢字大道上2034番地 山形県最上総合支庁建設部建設総務課総務係 電話番号0233(29)1374

(2) 入札説明書及び仕様書の交付場所等

山形県最上総合支庁建設部建設総務課総務係で交付するほか、山形県のホームページ (<http://www.pref.yamagata.jp/>) からダウンロードできる。

5 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金 免除する。

(2) 契約保証金 契約金額の100分の10に相当する金額以上の額。ただし、山形県財務規則（昭和39年3月県規則第9号。以下「規則」という。）第135条各号のいずれかに該当する場合は、契約保証金を免除する。

6 入札の無効

入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札、入札に関する条件に違反した入札その他規則第122条の2の規定に該当する入札は、無効とする。

7 落札者の決定の方法

規則第120条第1項の規定により作成された予定価格の範囲内で最低の価格をもって入札（有効な入札に限る。）をした者を落札者とする。

8 契約の手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

9 その他

(1) この公告による入札に参加を希望する者は、一般競争入札参加資格確認申請書又は競争入札参加資格審査申請書並びに3の(5)及び(6)に係る事項を証する書類を平成26年7月1日（火）午後4時までに山形県最上総合支庁建設部建設総務課総務係に提出すること。

(2) この契約においては、契約書の作成を必要とする。この場合において、当該契約書には、談合等に係る契約解除及び賠償に関する定めを設けるものとする。

(3) この入札及び契約は、県の都合により調達手続の停止等があり得る。

(4) 詳細については入札説明書による。

10 Summary

(1) Nature and quantity of the products to be purchased: Road Sweeper, 1

(2) Time-limit for tender: 1:30 P.M. July 17, 2014

(3) Contact point for the notice: Commodity Supplies Section, Construction Administration Division, Yamagata Mogami Government, 2034 Omichigami Kanazawa, Shinjo-shi, Yamagata-ken 996-0002 Japan TEL 0233-29-1374

公営住宅法（昭和26年法律第193号）第22条第1項の規定により、山形県公営住宅の入居者の一般公募を次のとおり行う。

平成26年6月6日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

1 県営住宅の名称等

名称	所在地	規格		公募戸数	区分	家賃					敷金	摘要	
		住宅形式	1戸当たり 住戸専用 面積 平方メートル			収入が 104,000円 以下の者	収入が104,000円 を超え123,000円 以下の者	収入が123,000円 を超え139,000円 以下の者	収入が139,000円 を超え158,000円 以下の者	収入が158,000円 を超え186,000円 以下の者			収入が186,000円 を超え214,000円 以下の者
県営三吉町アパ ート2号	新庄市金沢1612 -2	3DK	54.6	1	一般用	12,800 円	14,700 円	16,900 円	19,000 円	21,700 円	25,100 円		

(注)「収入」とは、入居者（申込者）及び同居親族の過去1年間における所得税法（昭和40年法律第33号）の例により算出した所得金額の合計から次に掲げる額を控除した額を12で除した額をいう。

- (1) 同居親族又は控除対象配偶者若しくは扶養親族で入居者及び同居親族以外のもの1人につき 380,000円
- (2) 控除対象配偶者が老人控除対象配偶者である場合又は扶養親族が老人扶養親族である場合には、その老人控除対象配偶者又は老人扶養親族1人につき 100,000円
- (3) 扶養親族が16歳以上23歳未満の者である場合には、その扶養親族1人につき 250,000円
- (4) 入居者又は(1)に規定する者に障害者がある場合には、その障害者1人につき 270,000円（その者が特別障害者である場合には、400,000円）
- (5) 入居者又は同居親族に寡婦又は寡夫がある場合には、その寡婦又は寡夫1人につき 270,000円（その者の所得金額が270,000円未満である場合には、当該所得金額）

## 2 入居者の資格

県営住宅に入居することができる者は、次の(1)から(4)に掲げる条件を具備する者でなければならない。

- (1) 現に同居し、又は同居しようとする親族（婚姻の届出をしないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者その他婚姻の予約者を含む。）があること。
- (2) その者の収入が、次のイ又はロに掲げる場合の区分に応じ、それぞれイ又はロに定める金額を超えないこと。

イ 次のいずれかに該当する場合 214,000円

(イ) 入居者又は同居親族に障害者基本法（昭和45年法律第84号）第2条に規定する障害者でその障害の程度が、次のa、b又はcに掲げる障害の種類に応じ、それぞれa、b又はcに定める程度のものがある場合

- a 身体障害 身体障害者福祉法施行規則（昭和25年厚生省令第15号）別表第5号の1級から4級まで
- b 精神障害（知的障害を除く。） 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令（昭和25年政令第155号）第6条第3項に規定する1級又は2級
- c 知的障害 bに規定する精神障害の程度に相当する程度

(ロ) 入居者が昭和31年4月1日以前に生まれた者であり、かつ、同居親族のいずれもが昭和31年4月1日以前に生まれた者又は18歳未満の者である場合

(ハ) 入居者又は同居親族に、次のいずれかに該当する者がある場合

- a 戦傷病者特別援護法（昭和38年法律第168号）第2条第1項に規定する戦傷病者でその障害の程度が国土交通省令で定める程度であるもの
- b 原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律（平成6年法律第117号）第11条第1項の規定による厚生労働大臣の認定を受けている者
- c 海外からの引揚者で本邦に引き揚げた日から起算して5年を経過していない者

(ニ) 同居者に小学校就学の始期に達するまでの者がある場合

ロ イに掲げる場合以外の場合 158,000円

- (3) 現に住宅に困窮していることが明らかなる者であること。
- (4) その者及び同居親族が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。）でないこと。

## 3 選考方法

募集の区分欄に「一般用」とあるのは、心身障がい者世帯、高齢者世帯、母子・父子世帯、生活保護世帯、多子世帯、その他、国の通知等に基づき総合支庁長が認める世帯、過去1年間に3回以上入居者一般公募に申込み、いずれにおいても選考されなかった一定の要件に該当する世帯の当選確率を優遇して公開抽選とする。

## 4 申込期間及び方法

- (1) 申込期間 平成26年6月12日から同月18日まで（受付時間：午前10時から午後5時まで）（ただし、郵送の場合は、平成26年6月18日までの消印のあるものに限り有効とする。）

- (2) 申込用紙の請求先及び申込書の提出先

新庄市金沢字大道上2034

県営住宅指定管理者 株式会社西王不動産 最上事務所

## 5 入居の時期 平成26年8月上旬

平成26年度における教科書展示会の開催は、次のとおりとする。

平成26年6月6日

山形県教育委員会  
委員長 長 南 博 昭

- 1 教科書展示会の開始の時期  
平成26年6月13日（金）
- 2 教科書展示会の期間  
14日間 各日午前9時から午後4時45分まで
- 3 会場及び展示内容

教科書展示会場	展示内容
天童市大字山元字犬倉津2515番地 山形県教育センター	・小学校用教科書 ・中学校用教科書 ・高等学校用教科書 ・特別支援学校用教科書 (小学部知的障害者用、中学部知的障害者用) ※ 一般図書を含む
山形市城西町二丁目2の15 山形市総合学習センター	・小学校用教科書 ・中学校用教科書 ・特別支援学校用教科書 (小学部知的障害者用、中学部知的障害者用)
上山市元城内5番5号 上山市立上山小学校	・小学校用教科書 ・中学校用教科書 ・特別支援学校用教科書 (小学部知的障害者用、中学部知的障害者用)
寒河江市大字西根字石川西355番地 山形県村山教育事務所	・小学校用教科書 ・中学校用教科書 ・高等学校用教科書 ・特別支援学校用教科書 (小学部知的障害者用、中学部知的障害者用)
村山市中央一丁目3番6号 北村山視聴覚教育センター	・小学校用教科書 ・中学校用教科書 ・特別支援学校用教科書 (小学部知的障害者用、中学部知的障害者用)
新庄市大字金沢字大道上2034番地 山形県最上教育事務所	・小学校用教科書 ・中学校用教科書 ・高等学校用教科書 ・特別支援学校用教科書 (小学部知的障害者用、中学部知的障害者用)
米沢市金池三丁目1番14号 置賜総合文化センター	・小学校用教科書 ・中学校用教科書 ・特別支援学校用教科書 (小学部知的障害者用、中学部知的障害者用)
長井市高野町二丁目3番1号 山形県置賜教育事務所	・小学校用教科書 ・中学校用教科書 ・高等学校用教科書 ・特別支援学校用教科書 (小学部知的障害者用、中学部知的障害者用)
東田川郡三川町大字横山字袖東7番1号 山形県庄内教育事務所	・小学校用教科書 ・中学校用教科書 ・高等学校用教科書 ・特別支援学校用教科書 (小学部知的障害者用、中学部知的障害者用)
酒田市中町一丁目4番10号 酒田市役所中町庁舎内	・小学校用教科書 ・中学校用教科書 ・特別支援学校用教科書 (小学部知的障害者用、中学部知的障害者用)

備考 土曜日及び日曜日の開催並びに展示時間の延長等については、会場により異なる。

特定調達契約に係る随意契約の相手方を次のとおり決定した。

なお、この随意契約に係る調達は、1994年4月15日マラケシュで作成された政府調達に関する協定（以下「協定」という。）、2012年3月30日ジュネーブで作成された政府調達に関する協定を改正する議定書によって改正された協定その他の国際約束の適用を受ける。

平成26年6月6日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 随意契約に係る特定役務の名称及び数量  
総合運転者管理業務のシステム変更業務委託 一式
- 2 特定調達契約に関する事務を担当する部局等の名称及び所在地  
山形県警察本部警務部情報管理課 山形市松波二丁目8番1号 電話番号023(626)0110
- 3 随意契約の相手方を決定した日 平成26年5月9日
- 4 随意契約の相手方の名称及び所在地  
日本電気株式会社山形支店 山形市十日町二丁目4番19号
- 5 随意契約に係る契約金額 32,400,000円
- 6 特定調達契約の相手方を決定した手続 随意契約
- 7 随意契約による理由  
地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第10条第1項第2号該当

山形県営駐車場の指定管理者を次のとおり募集する。

平成26年6月6日

山形県企業管理者 廣 瀬 渉

- 1 募集する施設の名称及び所在地
  - (1) 名 称 山形県営駐車場
  - (2) 所在地 山形市旅籠町三丁目5番10号
- 2 指定の期間  
平成27年4月1日から平成30年3月31日まで
- 3 申請に必要な資格  
法人その他の団体（以下「法人等」という。）で、次に掲げる要件をすべて満たすものであること。
  - (1) 県内に主たる事業所（本店）を有する法人等であること。
  - (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しないこと。
  - (3) 山形県から指名停止措置を受けていないこと。
  - (4) 地方自治法第244条の2第11項の規定による指定の取消しを受けたことがないこと。ただし、合併・分割等による法人格の変更などの再度指定手続きに伴う指定の取り消しを除く。
  - (5) 国税及び地方税の滞納がないこと。
  - (6) 会社更生法（平成14年法律第154号）、民事再生法（平成11年法律第225号）の規定に基づく更正又は再生手続を行っていないこと。
  - (7) 法人等の代表者等（法人の場合は法人の役員（非常勤役員を含む。）及び営業所の代表者、団体の場合は理事等法人の場合と同様の責任を有する者を含む。）が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者（以下「暴力団員等」という。）でないこと。
  - (8) 暴力団員等がその事業活動を支配していないこと。
  - (9) 暴力団員等をその業務に従事させ、又はその業務の補助者として使用するおそれがないこと。
- 4 申請書の受付期間及び受付方法
  - (1) 受付期間 平成26年7月14日（月）から同年7月18日（金）までの午前9時から午後5時とする。
  - (2) 受付方法 下記に持参又は郵送すること。ただし、郵送の場合は、簡易書留郵便等の確実な方法によるものとし、平成26年7月18日（金）までの必着とする。  
山形県企業局総務企画課経営企画担当  
郵便番号 990-8570 山形市松波二丁目8番1号  
電話 023-630-2786 ファクシミリ 023-624-8737

5 募集要項等

- (1) 詳細は、山形県公の施設に係る指定管理者の指定の手続等に関する条例（平成17年3月県条例第11号）、山形県公の施設に係る指定管理者の指定の手続等に関する条例施行規則（平成17年3月県規則第8号）、山形県営駐車場管理条例（平成2年3月県条例第15号）及び募集要項によること。
- (2) 募集要項の配布期間は、平成26年6月6日（金）から同年7月18日（金）まで（土曜日及び日曜日を除く。）の午前9時から午後5時とし、配布場所は4(2)に掲げる場所とする。また、山形県のホームページの企業局のページからも入手することができる。
- (3) その他、この募集に関する問い合わせは、4(2)に掲げる担当に行うこと。

正 誤

発行年月日	県公報 番 号	ページ	行
平成26. 3. 28	第2531号	283	27

誤

措置年月日	
-------	--

正

措置年月日	年	月	日
-------	---	---	---

同 同 同 32

誤

措置年月日		に改める。
-------	--	-------

正

措置年月日	年	月	日	に改める。
-------	---	---	---	-------

誤

正

同 5. 27 第2548号 622 下から3 最上郡最上町大字大堀大字大堀 最上郡最上町大字大堀字大堀

平成26年6月6日印刷  
平成26年6月6日発行

発行所 山形県庁  
発行人 山形県

〒990-0071 山形市流通センター一丁目5-3  
印刷所 坂部印刷株式会社  
印刷者 坂部 登  
電話 山形 (631)2057 (631)2056